

## 第4回歴史的建造物保存活用計画作成委員会会議録

開催日時 令和5年11月15日（水） 午前9時30分～  
開催場所 本庁舎5階 501会議室  
出席委員 朽木量委員長、金出ミチル副委員長、小関悠一郎委員、小池隆委員、  
五月女晃人委員、市村昌子委員  
欠席委員 三石宏委員  
オブザーバー 千葉県教育庁教育振興部文化財課 指定文化財班 菅澤由希氏  
事務局 後野主幹（事）文化係長、大竹主任主事、高木主事  
株式会社文化継承建築設計事務所 代表取締役 加藤雅大氏  
株式会社文化継承建築設計事務所 技術スタッフ 和田裕子氏  
傍聴者 なし

1 開会  
会議録署名人に小池委員、五月女委員を指名

2 あいさつ

3 議題  
(1) 保存活用計画の内容について  
(第5章について)  
事務局より資料に沿って説明

### 【意見】

五月女委員：71ページの公開方法について、「基本的に市の主催で、参加は予約制とし、市民を対象とする」と記載されているが、市の後援事業については対象とするのか。また、観光の視点で見るとすれば、市外からも呼び込んで地域活性化をするべきではないかと思うが、「市民を対象とする」と記載しているのは理由があるのか。  
そして、見学会は年4回、イベントは年2回程度と記載されているが、年2回は少ないと感じる。2回としている理由について教えていただきたい。

事務局：澁谷家住宅がある地域が第1種低層住居専用地域という地域に該当している。この地域内の建物は、周辺住民たちの住環境を妨げるよ

うな使い方ができないという制限がかかっている。第1種低層住居専用地域でも建てられる建物として、住居以外では、周辺住民の方が使う教育施設、小中学校、学校図書館その他これらに類するものがある。これらに類するものとして、考古資料館等が含まれる。現在、建築住宅課と協議をしており、71ページに記載している公開方法の内容で、市民を対象とし、周辺住民が使う施設という事であれば、第1種低層住居専用地域内での使い方ができるとなった。そのため、本文71ページでは市民を対象と記載している。市外の方から応募があった場合にお断りするということとは想定していない。使い方として、市民を対象ということの基本軸としていきたいと考えている。

また、見学会4回、イベント2回という回数については、準備などを含めて1つの見学会やイベントに2か月程度に1回実施できればと考えている。市民ボランティアが育成されてきた頃には、公開日数を増やしたり、イベントの回数を増やしたりということも考えていきたいと思う。

五月女委員：事務局の市外の方も受け入れていくという考え方が継承されていくと良いと思うが、次の世代に引き継がれていった時に、「市民を対象」という文面だけみて、市外の方をお断りするようなことが懸念される。

金出副委員長：70ページの基本方針で「地域住民の交流の場」と記載されており、他の章でも「地域」という言葉が使用されている。「地域」という言葉がすごく漠然と使われているが、この「地域」とはどの範囲を示しているのか。

73ページ～75ページの(2)公開範囲と内容で、ゾーン1からゾーン4と区分しているが、イメージ図にはどこがどのゾーンなのか示されておらず分かりづらいと感じた。また、建物のゾーンについては完全に分けることはできず、重なってくるゾーンもあると思う。一目見てゾーンという定義がわかると思う。敷地と建物で同じ「ゾーン」という言葉を使用しているため、標記を整理するとわかりやすくなると思う。建物は床の仕上げでゾーン分けしたことは面白いと思う。

米蔵を資料保管庫として使用するということが、現地に資料が保管されていくことはとても良いことだと思う。しかし、防災という視点で考えると、現地に保管されていることが良いことなのかと思

う。建物自体の防犯、防災についてはこれから整備されていくと思うが、湿気や風通し等保管環境を確認したうえで、資料を保管していただければと思う。

事務局：公開範囲、区域の表記については、一度整理したいと思う。

小関委員：77ページ（4）維持管理の体制について、「市民ボランティアは、主に澁谷家住宅が位置する佐津間地区を対象として募集」と記載されているが、ボランティアは、市内他地域、あるいは市外から参加したいという人がいることも想定されるかと思うが、どういう判断でこの表記になっているのか。

70ページ基本方針の「澁谷家住宅の背景となる歴史を発信し学ぶことができる場として活用する」の箇所、学習の場とあるが、現時点で具体的に想定していることはあるか。学校などでも活用できることが望ましいのではないかと思う。

米蔵内の資料には古文書等も保管されていると思うが、郷土資料館の収蔵庫などと比べると、米蔵での保管は課題もあると思う。現時点で資料が傷まないような対策として、どのようなことを想定しているか。また、資料を利用したい人が現れた場合、利用することができるのか、誰が資料を出すのかについてどう考えているか。

事務局：77ページの「佐津間地区を対象として募集」については、「市民を主な対象」に変更する。

学習の場としては、市主催で行う見学会やイベントを考えているが、ほかには申込みがあった場合の見学対応や小学生の見学のような事業も考えている。

米蔵の資料保管庫内の古文書に関しては、今後どのように保管すべきなのかを郷土資料館と話し合いながら進めて行く。以前は主屋に保管されていたため、米蔵への移動は大きく環境は変わらないのではないかと想定している。古文書は資料群として箱に入っており、箱を積み上げている状態となっているが、将来的には棚を作ったりして、古文書が劣化しないように保管していきたいと思う。資料の閲覧や利用希望者については、どの箱にどのような資料があるということを郷土資料館では把握しているため、郷土資料館で対応することになるかと思う。資料を郷土資料館と澁谷家住宅のどちらで閲覧利用するかについては今後考えていきたいと思う。

小 関 委 員：古文書に関しては適切な管理がされていると思うので、必ずしも必要ないかもしれないが、虫干しなどを行うと、資料を公開する良い機会になるので、検討してみたいか。

事 務 局：そのようなイベントはイメージしていなかったが、一緒に保存していくということを考えると、とても良いイベントだと思う。検討していきたいと思う。

金出副委員長：澁谷家住宅の活用は、市民ボランティアや地域住民に頼るところがすごく大きく、36ページの体制管理の体制では、市民ボランティアは当然いるという感じで記載されている。

管理計画においては、敷地と建物といった物理的なものと併せて人の体制が、すごく重要なことでありながら、人の体制については、どう形作るか非常に漠然としている。この建物を守る体制を維持するためには、それなりの責任もあって、教育体制も必要研修も必要であると思う。

まだ具体的にそれが実現できるかわからなくても、第2章のあたりで理想とするものを述べておいて、その中で少しずつ手がけていき、状況に応じて方針を決定していくのはどうか。人的体制について記載をお願いしたい。

事 務 局：ボランティアについては将来的に、市の再任用職員等を管理人として、常駐する形を想定している。ボランティアが主体となるというよりも管理人がボランティアを取りまとめ、日常の管理や災害、異常箇所の点検等を管理人が責任を持って、当課とも連絡を取り合いながらやるという事を想定している。本文では、管理人の設置ということに対して、まだ明記はしていないが、そのように想定している。

金出副委員長：具体的に再任用職員やシルバー人材センターなどの記載はせずに、例えば、管理担当者と記載するのはどうか。そして、活用にあたっては、市民の協力を得たいということに記載しても良いのではないか。

事 務 局：表記についてそのように変更する。

朽木委員長：76ページウその他の箇所について、3D写真やAR、VRのための点群データを取るのであれば、それらをデジタルフィルムコミッションなどでの二次利用という活用方法を検討してはどうか。デジタルデータの使用料などが発生した場合には、文化財の保存活用に対して、多少なりとも収益性を持たせるという意味でも、価値が生まれるのではないかと。

また、デジタルデータを閲覧用として使用すると、データの保管料が発生してくる。そのような経費の一部がデータの使用料などで賄えることも考えられることから、デジタルフィルムコミッションとしての活用も検討してはいかがか。

他にも、地域全体で特定の場所へ行くと特定のオーディオガイドが流れるようなシステムを作成することもできるのではないかと。従来型の活用だけではなく、新しい活用の仕方というの也被考えられるのではないかと。

3D点群データの活用については、市原市が取り掛かりつつあるようである。鎌ヶ谷市が千葉県をリードするような活用の仕方を提案していただけたらと思う。

78ページの広域的な活用について、QRコードを街中に配置して、その場所でQRコードを読み取ると、音声付きのガイドが流れるような活用方法はそれほど難しくない。今まで通りマップを配布して勝手に回ってもらうよりは一歩進んだ形の活用ができるのではないかと。

事務局：デジタルフィルムコミッションやオーディオガイドでの活用については、76ページのウに記載するか、78ページ(5)の広域的な活用に記載するか、考えて入れ込んでいきたいと思う。

金出副委員長：朽木委員長に質問だが、デジタルの技術は日々進歩しており、5年後、10年後にも現在の読み取りソフトやOSで対応できるのか。技術が進んだ際に適宜更新して使い続けることが必要なのか。これからどうなっていくのか教えていただきたい。

朽木委員長：デジタルデータは、日進月歩で変わっているのでも、それに応じて、古い機械を使い続けるわけではなく、新しい機械になっていくことは当然考えられる。そういった中で、更新を図っていったりするこ

とで、データの上書き等はできるのではないかと思う。  
鎌ヶ谷市の場合、市民の共同参画のガイドラインを作成しているが、そのガイドラインでは、大学や市内の企業などを各種のステークホルダーとして、捉えているので、そういうことを考えると、協力したいという地元企業も当然いるかもしれないし、その中で協力して、費用を抑えた手法で活用していくことは可能かと思う。

県文化財課：40ページ第2章保存管理計画4修理計画の中で、今後の修理計画が記載されているが、令和8年度の公開までの何年度に何を実施するという具体的な内容を記載した方が良い。

81ページ、82ページの建築計画について、各建物の整備について記載されているが、こちらについても、何年度に何を実施するのかを記載した方が良い。

すぐ何を実施するのかといった短期的なビジョンとともに、中長期的に何を実施するのかについても記載した方が良い。

80ページについては、今後具体的に記載する予定か。

事務局：そうである。今後、本計画がどのように位置付けられるのかを整理して書いていくことになる。活用計画に入れるか、最初の計画の概要に入れるか、整理して記載する。

県文化財課：千葉県では、千葉県文化財保存活用大綱を作成している。大綱についても関連計画に入れていただきたい。

事務局：承知した。

(第1章について)

事務局より資料に沿って説明

**【意見】**

金出副委員長：1ページ計画の概要でいきなり目標から入っているが、澁谷家とはどのような場所かという事を記載すると良いと思う。3行程度でも澁谷家住宅についての概要が記載されていると、何を守るのかということが分かりやすいと思う。

事務局：目的の始まり方が唐突な印象はあるかなと思うので、目的の前に澁

谷家住宅の概要について数行で入れていきたいと思う。

金出副委員長：澁谷家の遠景から見た写真は13ページになって初めて出てくるが、最初のページに入れることで、一目で伝わるかと思う。

県文化財課：澁谷家が市の所有になった経緯についてはどこかに記載されているか。

事務局：17ページ（1）保存事業履歴の本文中に記載している。また、同ページの表中にも記載している。

五月女委員：表記について確認させていただきたい。まず、1ページ（3）では「計画区域」、2ページ表中第1章計画の概要では「計画の範囲」と記載されている。これは「計画区域」で合わせた方が良いのではないかと思う。次に、2ページの表中で方針の「記載」と方針の「設定」という言葉が使われているが、統一した方が良く思う。次に13ページ、左下の写真キャプションで「ゲンカン」とカタカナで表記されているが、意味はあるのか。次に20ページ、「必要がある。」「必要である。」「必要となっている。」が混在しているため、統一できるものは統一した方が良く思う。

事務局：「計画の範囲」と「計画区域」については、「計画区域」で統一する。  
方針の「記載」と方針の「設定」については、改めて整理し、統一するようにする。  
「必要がある。」「必要である。」「必要となっている。」については、「必要がある。」「必要である。」のどちらか文の流れとあうもので記載する。

事務局：カタカナの表記については、金出副委員長が作成された澁谷家住宅の登録時の所見を参考にしている。8ページで各部屋の名前を記載しているが、所有者の方から部屋の呼び方を聞き取りして、一般的には床の間だが、澁谷家の人々が「オク」と呼んでいた場合にはカタカナで表記している。漢字表記の場所については、呼び名は無かったが、一般的に考えて台所、寝室、便所、風呂と呼ばれる場所は

漢字で表記している。

金出副委員長の認識と異なっていなければ、部屋の表記については、注記を入れた方が良いと思っている。

金出副委員長：澁谷家住宅では、1部屋の呼び名がなく、千葉県北西部で一般的に使われている名前を使用したかもしれない。登録時の所見には記載していないかもしれないが、それ以前に作成した冊子には記載しているかもしれない。

そのため、五月女委員が仰る通り、「ゲンカン」という表記は「式台玄関」と表記してもいいかもしれない。

部屋の表記について記載する必要があった場合は、私が考えて返事をする。

朽木委員長：凡例か何かを記載してはどうか。

金出副委員長：キャプションや凡例などで示しておくともいいかもしれない。

事務局：そのように記載する。

朽木委員長：12ページ、石柱に「澁谷総司之生家」や石に「澁谷貴重」という文字が書かれている場合は、刻印ではなく、銘文ないし碑文と記載した方が良く思う。

事務局：修正する。

(第2章について)

事務局より資料に沿って説明

**【意見】**

県文化財課：36ページ維持管理体制のイメージ図で、矢印が何を示しているのか記載していただきたい。おそらく報告や指導が入ってくるかと思う。

事務局：指摘のように記載する。

県文化財課：35ページの部分と部位の設定と方針について、基準が3段階に分

けられているが、5段階でなくて良いのか。松戸市の重要文化財戸定邸では、文化庁の重要文化財担当の調査官から、5段階基準の方が無難というご意見があったかと思うが、澁谷家住宅は登録ということ踏まえると3段階基準で良いのか。

事務局：作成要領や作成指針に沿って作成することが一番いいと思う。3段階の基準にすることによって漏れが出てきてしまうことはあつてはならないが、多くの方に読んでもらうことを想定した時に、3段階基準の方が分かりやすいのではないかと考えた。5段階の基準のうち上から3つの基準ということではなく、5段階の基準を3段階に組みなおしてわかりやすくしているというところである。それでわかりづらいという事であれば是正していく。登録だから3段階ということではない。

県文化財課：基準3だと、「変更する際は意匠に配慮する」となっているが、所有者の判断で自由に変えるという部分が無いようにも捉えることができる。これは、意匠に配慮した上で所有者の判断で必要に応じて変更は可能であるという考え方で良いか。

事務局：その通りである。記載方法については文化庁にも相談はしていくことになると思う。

事務局：基準について補足がある。文化庁の調査官に基準を5段階から減らしている事例があるか確認したところ、重要文化財ではないとのことであった。また、基準5の所有者の裁量に委ねられる部分については基準としては設定していても、対象のものはないという事例はいくつかある。登録の事例になると、基準の数を減らしている事例も見られるが、基準については文化庁とも相談していく事になると思う。

小関委員：31ページの保存年代の設定で、使用されていた当時の括弧書きで「昭和～平成」とあるが、澁谷家住宅は江戸時代から、明治時代、大正時代も使用されていた歴史があるため、現在の表記では昭和から平成がメインのように見える。澁谷家住宅の保存活用計画の動機の1つに文政年間に建てられたという事があると思うため、基本方針とうまく表記を合わせた方が良いと思う。

34ページその他の資料として、建物の中にある資料のリスト化が記載されているが、どのように進めて行く予定か。

事務局：目録の具体的な作成方法についてはまだ決まっていない。郷土資料館と相談していく。  
ご指摘いただいた保存年代の設定のところについては、書き方を検討する。

朽木委員長：土間から屋根裏を見た時に茅葺屋根が確認できるが、現状では照明がないため、薄暗くてわかりづらい。活用や展示のために照明等を設置することで建物自体を観賞しやすくなると思う。

事務局：活用に当たっては照明設備が必要になってくると思うため、81ページの建築計画で、建物自体を見せるための照明設備についても記載する。建物に直接照明器具を取り付けるとそこから火災の問題とも出てくると思うので、防災計画の方も記載が変わってくると思う。

小関委員：保存年代の設定のところで、建物の構造等の造りの部分と、生活家具の配置等を含めた、生活空間が混ざっているように感じたため、そこを分けて記載すると、わかりやすくなるかなと思う。

事務局：いただいた意見を参考に文章を整理していく。

五月女委員：40ページ(2)今後の修理計画の本文中では令和9年度公開となっており、同ページ表中では令和8年度公開となっている。これはどちらが正しいのか。

事務局：令和9年度公開ということで進めている。表中の表記を修正する。

金出副委員長：37ページ(エ)風害などで、「重点的に点検を行う。」と記載されているが、誰が点検をするのか。被災してしまった後、すぐに対策を行うことができるのか。そのような点検と対策を実施するという旨の内容が書かれていると良いと思う。

事務局：ご指摘いただいた内容は、第4章の防災計画に記載しているが、

37ページにもそのような内容を記載する。

(第3章について)

事務局より資料に沿って説明

**【意見】**

金出副委員長：嘉永元年の家相図について、私も今までは、旧状を示すものとして扱ってきたが、この図は計画図という可能性もあると考えることができるということについて触れておいた方が良いと思う。埼玉県の建造物では、天保年間の屋敷図と明治30年頃の図が見つまっている。明治30年の図をみると明らかに天保年間の屋敷図とは配置が違っていたこともあり、私は天保年間の屋敷図は家相図を書くための下絵として書いたと考えている。そのため、澁谷家住宅の家相図を見る際は、家相図で描いた場所に今も痕跡が確認できるだろうということが大前提に置くよりは、家相図は計画図のようなものであるため、図で示している位置から移動した可能性もあるという見解をもっておくと、嘉永元年の家相図の信頼性が高まると思う。

家相図が何なのかについては触れておいた方が良いと思う。

54ページで、敷地内の整備として庭園、屋敷林、畑と述べられているが、門の横に生垣が残っている。生垣も昭和の家相図に書かれているため、この中に記載することはできないか。

事務局：生垣については、植生のどこかの項目へ入れるか、新しく項目を作るか検討する。

金出副委員長：新たに項目を増やすのではなく、54ページの今ある項目の中に付け加えるだけでも良いかと思う。

事務局：主屋は、文政年間の建築と考えられており、家相図が描かれている嘉永元年は20年程後の時期になるが、それでも計画図の可能性はあるのか。

金出副委員長：主屋は当初からあったものだと思う。下屋も明らかに痕跡が建物に残っており、かまどの痕跡が外で見つまっている。そのため、主屋は当初からあったものだと思う。他がどうかわからない。今後、なにかの契機に配置を変えたということが、今後の文書整理を行う中で、手紙などで資料が見つかることに期待したい。

澁谷家住宅は江戸時代の終わりの頃の建物で、建築時期は間違い無いと思うが、決定打が無い。

小 関 委 員：家相図の位置づけをしっかりと行うために、文書群の活用を考えた方が良くと思う。資料館で展示するだけでもいろいろなものが見つかると思う。

(第4章について)

事務局より資料に沿って説明

【意見】

県文化財課：第3章、第4章についてもハード面の整備スケジュールを記載した方が良く。例えば、自動火災報知器は早い段階で付けた方が良くということか。

事 務 局：現在は、そのような設備が一切つけられていない状態である。防災の専門家とも相談し、本格的な設備でなくとも、簡易的な義務設置の住宅用火災警報器を設置する案などを今考えている。公開前に設置するもの、公開後に設置するものを分けて考えていかなければいけないと思う。

県文化財課：全体的な計画が具体的に見えるようにした方が良くと思うので、スケジュールの明記をお願いしたい。

(2) その他

事 務 局：本日いただいた意見を基に修正を加えていく。次回会議で最終的な形を確認していただきたいと思う。次回会議は、1月末で改めて調整する。

4 閉会

【会議終了】

以上

以上、会議の経過を記載し、相違ないことを証する。

令和 5 年 12 月 5 日

署名人 五月女 晃人

小池 隆